

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 25日

香川県知事 殿



提出者

住 所 香川県高松市鶴市町1番地

氏 名 バンドーレテック株式会社

代表取締役 板東 仁成

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-882-8186

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	バンドーレテック株式会社
事業場の所在地	香川県高松市鶴市町1番地
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	1980年創業 資本金4,000万円 解体工事専門業者
③ 従業員数	107名 (営業所を含む)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建築物等解体における分別解体 屋根ふき材撤去、内装仕上げ材撤去、設備撤去後躯体解体、基礎撤去 各工程で発生する発生材を分別し、品目毎に処分。 鉄、非鉄類は有価物として回収、引き渡し。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面1)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
統括責任者：専務取締役 西村武尚	↓
工事責任者：工事課長 伊藤尚之	← その他必要な情報等：各営業担当者
各現場代理人	
※電子マニフェスト、紙マニフェスト業務は工務課事務職員による	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（2023年度）実績】					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th><th>汚泥</th><th>廃プラスチック類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>2.75 t</td><td>71.38 t</td></tr> </tbody> </table> <p>(これまでに実施した取組) 【汚泥】ワイヤーソー、ウォールソーの湿式切断時に発生する無機性汚泥が発生したので、産業廃棄物として適正処理。</p> <p>【廃プラスチック類】 グループ会社の焼却施設にて減容化</p>	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	排 出 量	2.75 t
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類				
排 出 量	2.75 t	71.38 t				
②計画	【目標】					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th><th>汚泥</th><th>廃プラスチック類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>0 t</td><td>180 t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 【汚泥】特殊工法施工時に発生するものに関しては予測できないが、乾式切断を行う事により汚泥の発生は抑制できる</p> <p>【廃プラスチック類】 現状維持でグループ会社の焼却施設にて減容化処理</p>	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	排 出 量	0 t
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類				
排 出 量	0 t	180 t				

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法を順守し、分別解体、適正処理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法を順守し、分別解体、適正処理

(第2面2)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(第2面1)と同じ

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2023年度）実績】		
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
排 出 量	518.09 t	1.8 t

② 現状

(これまでに実施した取組)

【木くず】グループ会社の破碎施設にてチップ化し、売却

【繊維くず】グループ会社の焼却施設にて減容化

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
排 出 量	340 t	4 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

【木くず】【繊維くず】とも現状維持

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
(第2面1)と同じ

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
(第2面1)と同じ

(第2面3)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
(第2面1)と同じ		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
③ 現状	【前年度（2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	ガラコン陶磁器くず がれき類
	排出量	68.74 t 10,182.4 t
(これまでに実施した取組) 【ガラコン陶磁器くず】埋め立て及び石膏ボードに関し分別後引き渡し 【がれき類】コンクリートガラ、アスファルトガラについては破碎施設へ引き渡し再利用、その他がれき類は埋め立て処分		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	ガラコン陶磁器くず がれき類
50 t 3,500 t		
(今後実施する予定の取組) 【ガラコン陶磁器】【がれき類】とも現状維持の予定であるが、石膏ボードが特定建設資材の取り扱いとなる様であれば処分先を検討 (香川県内に石膏の乾燥炉、焼成炉は無いので、県外施設を検討)		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (第2面1)と同じ	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (第2面1)と同じ	

(第2面4)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(第2面1)と同じ

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
④ 現状	排出量	257.39 t	119.22 t	
	(これまでに実施した取組)			
	<p>【混合廃棄物】複合の廃棄物が接着されている処理困難物、解体後の残渣は必ず発生するが、出来るだけ現場での分別を心掛けている</p> <p>【石綿含有産業廃棄物】今後も発生が予想されるので、他の廃棄物と混ざらないよう分別して適正処理する</p>			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	
	排出量	120 t	80 t	
(今後実施する予定の取組)				
		【混合廃棄物】【石綿含有産業廃棄物】とも現状維持		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (第2面1)と同じ
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (第2面1)と同じ

(第2面5)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) (第2面1)と同じ										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
⑤ 現状	<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">【前年度（2023年度）実績】</th></tr></thead><tbody><tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>水銀使用産業廃棄物 (蛍光管)</td><td></td></tr><tr><td>排出量</td><td>0.3 t</td><td>t</td></tr></tbody></table> <p>(これまでに実施した取組) 【蛍光管】割らないように手外しを行い、専門の中間処理業者に引き渡し</p>	【前年度（2023年度）実績】			産業廃棄物の種類	水銀使用産業廃棄物 (蛍光管)		排出量	0.3 t	t
【前年度（2023年度）実績】										
産業廃棄物の種類	水銀使用産業廃棄物 (蛍光管)									
排出量	0.3 t	t								
<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">【目標】</th></tr></thead><tbody><tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>水銀使用産業廃棄物 (蛍光管)</td><td></td></tr><tr><td>排出量</td><td>0.3 t</td><td>t</td></tr></tbody></table> <p>(今後実施する予定の取組) 【蛍光管】現状維持</p>	【目標】			産業廃棄物の種類	水銀使用産業廃棄物 (蛍光管)		排出量	0.3 t	t	
【目標】										
産業廃棄物の種類	水銀使用産業廃棄物 (蛍光管)									
排出量	0.3 t	t								
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (第2面1)と同じ									
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (第2面1)と同じ									

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 鉄、非鉄の金属類は分別し有価物として売却するが、その他の廃棄物は解体工事から発生する廃棄物の為、自ら再生利用は難しい。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 有価物以外は全て廃棄物として取り扱う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) 無し。 解体工事で発生する発生材は産業廃棄物として取り扱い。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し。 解体工事で発生する発生材は産業廃棄物として取り扱い。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 無し			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 無し			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	次頁の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 建設リサイクル法を順守し、コンクリートガラ、アスファルト ガラ、木くずに関し、破碎（リサイクル）施設へ引き渡しを行って いる。 また、分別解体を手作業及び手作業と重機を併用して行っている			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ①現状

(第5面)

②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
		t		t	
		t		t	
			下記の通り	t	
		t		t	
		t		t	
(今後実施する予定の取組)					
引き続き建設リサイクル法を順守し、コンクリートガラ、アスファルトガラ、木くずに關し、破碎(リサイクル)施設へ引き渡し。					
また、分別解体を手作業及び手作業と重機を併用して行う。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

